

株式会社寺子屋

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2026年7月1日～ 2031年6月30日までの 5 年間

2. 内容

目標1：計画期間に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率50%以上

女性社員・・・取得率90%以上

<対策>

● 2026年7月～

①育児休業制度や育児関連制度について、全社員を対象に年1回以上周知を実施するとともに、対象者には個別に制度説明を行い、取得しやすい環境づくりを進める。

②育児休業取得予定者および所属部署の上司と事前面談を実施し、業務の引継ぎや復帰後の働き方について確認・調整することで、安心して育児休業を取得・復職できる体制を整備する。

目標2：2031年6月までに、全社員の時間外・休日労働時間の計画期間内の平均を毎月10時間未満とする。

<対策>

●2026 年 7月～

①勤怠管理の強化と長時間労働者へのフォローを徹底するため、毎月の時間外・休日労働時間を集計・分析し、長時間労働が発生している部署・社員の改善を行う。

②業務の見直しやマニュアル整備、業務効率化を推進し、時間外労働の削減を図る。

③管理職に対し、適正な労働時間管理や業務改善に関する意識啓発・働きかけを継続的に実施する。

以上